Amx アミックス浴場便り

第20回

アミックスの土地活用について VOL.4

現在、借地権で営業されている浴場経営者が多いと伺っております。

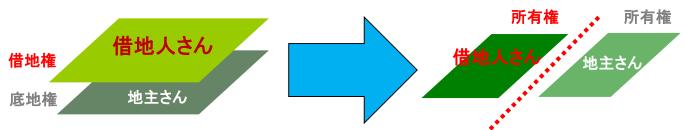
借地権のまま土地を活用する場合、建替承諾料、地代、更新料など、様々な臨時費用が発生してくるかと思います。

そこで今回は、借地権を所有権に変えて資産運用するケースを紹介いたします。

所有権になることで、面積は半分程度になるかもしれませんが(地主さんとの交渉が必要です。) 地代などの負担もなくなり、さらに金融機関からの融資も受けやすくなります。

ケース2

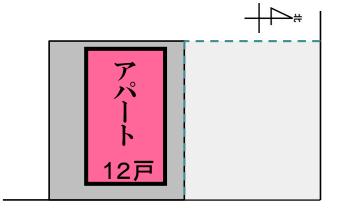
江戸川区 土地権利: 借地権 敷地: 150坪 建ペい/容積: 60/200



借地権150坪を

地主さんとの交渉で

所有権75坪に!



<u>アパート1棟(敷地75坪)</u> 2階建て 12戸 1Kタイプ

事業費 6500万

内訳: 浴場解体費 900万 アパート建築費 4920万

設計費 120万 消費税(5%) 297万

初年度諸経費 263万

(上記は、クラシックタイプ、プロパンガスを採用。)

※平成26年4月より、消費税は8%になります。

家賃収入 78万(戸当たり 6.5万)

借入返済 24万(返済期間30年 金利2%)

サブリース管理費 7.2万

建物維持管理費 3.6万(共用部清掃など)

固定資産税 4万(土地・建物)

月額手元残

39.2万

※建築費・家賃などは対象地によって変わりますので、お気軽に当社までお問い合わせ下さい。

◇浜の湯様

所 有 者 廣井 喜徳 様 所 在 地 大田区大森東5丁目 建 物 木造3階建て 工事時期 平成25年12月完成予定

新築



7月31日撮影 基礎工事後



9月28日撮影 外壁工事 内装木工事中です



8月12日撮影 上棟後



営業担当者コメント 12月下旬完成に向けて工事を行っており ます。

12月14日・15日の二日間は、内覧会の開催を予定しております。 是非、お越し下さい。

Amix

◇亀の湯様 江東区

- •建 物 木 造
- •経 営 者 上 丸 様
- •工事内容 煙突解体•切替工事







◇小島湯様 江戸川区

- •建 物 木 造
- •経 営 者 松 田 様
- •工 事 内 容 煙突補強工事(炭素繊維)







◇竹の湯様 江戸川区

- •建 物 木 造
- •経 営 者 竹 内 様
- •工事内容 煙突補強工事(炭素繊維)







※助成申請等、手続きのお手伝いも行いますので、お気軽にご相談下さい。

◇地蔵湯様

所 在 地 北区東十条2丁目 建 物 RC(鉄筋コンクリート)造 経 営 者 堂寺 様

工事内容 バスリブ張替え サッシ交換 タイル割れ・壁クラック補修工事

◇営業担当者コメント

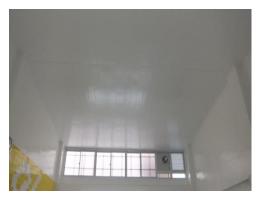
今回の工事は、東京都の耐震の助成金を利用して実施させて頂きました。 バスリブは、外見からでは分からない天井 裏の下地部分等で、腐食が進行している 場合もありますので、見た目で判断せず、 築年数がある程度経っている場合等は、下 地が腐ったりしていないか、専門の業者に 調査してもらうのも良いと思います。

工事前





工事後







相続のいろは VOL.3 ~相続税増税に向けた対策~ ②

今号では、税制改正に伴う具体的な影響をケーススタディでご説明させて 頂きます。※平成27年1月1日以降に発生した相続について適用されます

1) 相続税の主な改正予定内容

◆基礎控除額の減少

現行制度 ⇒ 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数 改正後 ⇒ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

- ◆税率構造の変更 最高税率の引き上げ 50% ⇒ 55% 税率細分化 6段階 ⇒ 8段階
- ◆死亡保険金の非課税枠縮小 (現行制度:500万円×法定相続人の人数分非課税) 生計を一にしていない法定相続人は対象外

2)ケーススタディ

Bさんが亡くなった時の相続税試算

建物 500万円

土地 6,000万円 (60坪×100万円/坪単価)

金融資産預貯金 500万円

死亡保険金 1,000万円

平成25年現在			
自宅土地	6,000	万円	
自宅建物	500	万円	
金融資産	500	万円	
死亡保険金	1,000	万円	
▲小規模宅地の評価減	0	万円	
▲死亡保険金非課税枠	▲1,000	万円	
課税財産価格	7,000	万円	
▲基礎控除	▲7,000	万円	
相続税課税価格	0	万円	
相続税の総額	0	万円	

家族構成

 父Aさん
 5年前に他界

 長男会社員(50歳独身)
 次男会社員47歳で妻と子供1人

※ 長男・次男とも母Bさんと同居していない

平成27年1月」	以降		
自宅土地	6,000	万円	
自宅建物	500	万円	
金融資産	500	万円	
死亡保険金	1,000	万円	
▲小規模宅地の評価減	0	万円	泪
▲死亡保険金非課税枠	0	万円	Ä
課税財産価格	8,000	万円	
▲基礎控除	▲4,200	万円	
相続税課税価格	3,800	万円	
相続税の総額	470	万円	

注 1 同居・生計一の相続人がいない為、小規模宅地の評価減が適用できない※平成22年4月以降 注2 法定相続人に「未成年者」「障害者」「相続開始直前に配偶者Bと生計を一にしていた者」 がいないため非課税枠なし

相続税は大衆課税の時代へ・・・

次回は、引き続き「相続税増税に向けた対策」というテーマで具体 的な対策方法についてご説明させて頂きます。

アパート・マンション建築、 サブリース管理まで、賃貸経営のことなら アミックスの「銭湯サポート倶楽部」に おまかせください。



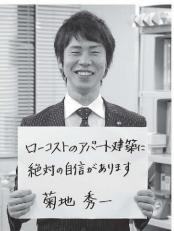


Amix

おかげさまで57年 "Thanks 57th"











銭湯サポート倶楽部では浴場経営のためのさまざまなサポートを行っています!

○ 浴場施設の修繕 ○ 公的補助金の申請及び施工 ○集客アップのためのイベント ○ 休遊地の資産活用 ○事業転換への総合コンサルタント ○アバート・マンションの一括借り上げ ○相続税対策 ○ 浴場カレンダー作成

Amix

銭湯サポート倶楽部/株式会社アミックス大塚営業所東京都豊島区北大塚2-18-8大塚エースビル302 TEL. 5961-4126株式会社アミックス本社〒104-0031東京都中央区京橋1-10-7